

全国健康保険協会島根支部と●●●●●●●●●●との
「ヘルス・マネジメント認定制度」普及推進における連携に関する協定書

全国健康保険協会島根支部(以下「甲」という)と●●●●●●●●●●(以下「乙」という)は、甲が実施する「ヘルス・マネジメント認定制度」(以下「認定制度」という)の普及推進に関し、相互の協力が可能な分野における連携について、以下のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、乙が行う会員事業所等への健康経営の普及促進のための訪問等の機会を通じ、認定制度にかかる周知・広報等を行い、認定制度における健康宣言事業所数の拡充を図ることを目的とする。

(協力連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的達成のため、次に掲げる事項に関して協力及び連携を図る。なお、実施時期、実施方法、その他具体的な実施内容については、甲及び乙で協議の上、別途定めることとする。

- (1) 認定制度にかかる周知・広報に関すること。
- (2) 健康経営の普及を目指した取り組みに関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために甲が乙に協力要請する事項に関すること。

2. 乙は、認定制度の普及促進に協力及び連携する(以下「本協力・連携」という。)にあたり、前条の目的を遵守し、乙の営利を直接の目的とする業務とは明確に区別するものとする。

3. 乙は、本協力・連携が甲の加入者の健康増進等、甲の加入者及び事業主の利益の実現を目的とした公益性の高い取り組みであることに鑑み、甲が乙の事業を推奨していると第三者に誤認されることがないようにしなければならない。

(情報の提供並びに秘密情報の定義)

第3条 甲及び乙は、本協力・連携の遂行に必要な情報を、自らの判断により、相手方に開示又は提供する。

2. 「秘密情報」とは、本協定締結前及び本協定の有効期間中に本協力・連携に関して甲又は乙が相手方に対して開示又は提供した情報のうち、書面又は電子データにより秘密表示を付して開示又は提供を受けたもの、及び口頭により秘密である旨を表示して開示又は提供した後 30 営業日以内に秘密表示を付した書面又は電子データを相手方に提出したものをいう。ただし、開示又は提供を受けた当事者が以下の各号のいずれかに該当すると証明できる情報を含まないものとする。

- (1) 開示又は提供を受けた時に、既に保有し、又は既に公知であった情報
- (2) 開示又は提供を受けた後、故意又は過失によらないで公知となった情報
- (3) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (4) 開示又は提供を受けた情報に関係なく、独自に開発又は創出した情報

(秘密保持義務)

第4条 甲及び乙は、秘密情報を秘密として管理するものとし、相手方の書面による事前の同意を得ずに、秘密情報を第三者に開示し、又は本協力・連携の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

2. 前項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には第三者に秘密情報を開示することができる。

- (1) 弁護士・公認会計士・コンサルタント等本協力・連携の遂行上秘密情報を開示する必要がある者で、かつ、職務上若しくは契約上、本契約におけると同程度の守秘義務を負う者に対して本協力・連携の遂行上必要な範囲に限り開示する場合
- (2) 官公庁又は法令の要求により、秘密情報を開示する必要性が発生し、事前に相手方にその旨を書面により通知したうえで、当該要求に対応するために必要な範囲に限り開示する場合

3. 甲及び乙は、本協力・連携の遂行のために必要最小限の従事者以外の者への秘密情報等の開示及び当該従事者以外の者からの秘密情報等へのアクセスを禁止するものとし、内部規定を整備する等の方法により、自己の従事者及び役職員による秘密情報の漏洩・盗用・改竄等がされないように管理監督しなければならない。

4. 甲及び乙は、前項に定める従事者が退職するとき、又は本協力・連携を担当しなくなったときは、当該従事者が保有するすべての秘密情報を回収することとし、一切の秘密情報を持ち出さしてはならない。

5. 甲及び乙は、秘密情報等の複写及び複製を本協力・連携の遂行に最低限必要な限りで行うことができる。甲及び乙は、複写物及び複製物についても秘密情報等の管理と同等の管理を行わなければならない。

6. 甲及び乙は、相手方の指示に従って、本協力・連携が終了した日又は本契約が終了した日から 30 日以内に秘密情報等に係る書面、フロッピーディスクその他秘密情報等の一部又は全部が表示・記録され、若しくは化体した一切の媒体を返還し、又は廃棄する。

7. 甲及び乙は、相手方から開示又は提供を受けた情報のうち、秘密情報等に該当しない情報についても、これを第三者へ開示又は提供しようとする場合には、事前に相手方に対してその内容を記した書面で通知をなすものとし、当該通知後 10 営業日以内に

相手方が異議を述べた場合には、両者間の協議が整うまではこれを開示又は提供してはならない。

(協定書の有効期限)

第5条 本協定の有効期間は、締結日より令和2年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、さらに1年延長されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈上疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上解決する。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人が、以下各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること。

2. 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して以下各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が以下各号のいずれかに該当した場合には、何らかの通知催告等なくして、本協定を解除できるものとする。

- (1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
- (2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
- (3) 第2項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4. 前項の規定により本協定を解除されたものは、当該解除により発生した損害について、その相手方に一切の請求はできないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成をし、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を有するものとする。

令和元年●年●月●日

甲 島根県松江市殿町 383 山陰中央ビル
全国健康保険協会島根支部 支部長

乙 島根県●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●● ●●●